

食品アクセスの確保に関する支援策パッケージ

- ・ 買物困難者や経済的理由により十分な食料を入手できない者が増加しているなど、食品アクセスの問題が顕在化している中、平時から国民一人一人が食料にアクセスでき、健康な食生活を享受できるようにすることが重要。
- ・ こうした者への食料提供については、これまで、ラストワンマイル物流や、フードバンク、こども食堂等の活動を支援してきたが、食品アクセスの確保のためには、地域の関係者が連携して円滑な食料提供に取り組む体制の構築に向けた支援や、食品流通業者等の流通サービスや、フードバンク、こども食堂等の活動への更なる支援が必要。
- ・ 本パッケージでは、食品アクセスの確保に資する関係省庁の支援策を取りまとめ、地方自治体や民間事業者等に活用いただくことで、地域における食品アクセスの確保に向けた取組を促進するものとする。

(※) 各種支援策は様々な観点からの支援を含むが、本パッケージでは、上記趣旨を鑑み、買物困難者・経済的困窮者等への食料支援という観点から整理した。

経済的アクセス関係支援策

食料提供に資する体制づくり

- **円滑な食料提供に向けた地域の体制づくり** ※買物困難者対策としても活用可
地域の関係者が連携して円滑な食料提供に取り組む体制を構築
- **食料支援等の取組を通じたつながりづくり**
孤独・孤立の状態にある者等への食料支援等を通じたつながりを創出
- **食品の寄附等を促進するための仕組みづくり**
フードバンク等への食品寄附等の促進に向けた仕組みを構築

フードバンク、こども食堂等による食料提供活動への支援

- **自治体による食料提供に向けた取組への支援**
自立相談支援機関によるフードバンク等と連携した食料提供等を支援
- **フードバンクによる未利用食品の提供活動への支援**
食品アクセスの確保の観点から、経済的困窮者への食料提供の充実に
向けたフードバンクの新設・取組拡大を支援 食品ロス削減の推進の観
点から、地方自治体におけるフードバンク活動や、広域連携等による未利
用食品の提供を行うフードバンクを支援 など
- **こども食堂、こども宅食等による食事の提供活動への支援**
食品アクセスの確保の観点から、経済的困窮者への食料提供の充実に
向けたこども食堂等の新設・取組拡大を支援 ひとり親家庭等のこども支
援のため、こども宅食等による食事の提供等を支援 生活困窮者等支援
のため、民間団体による食料提供活動等へ助成 など

フードバンク、こども食堂等への食料提供

- 政府備蓄米のこども食堂やこども宅食への無償交付
- 国の災害用備蓄食品のフードバンク等への提供

物理的アクセス(買物困難者対策)関係支援策

移動販売等の拠点となる施設の整備

- **地方公共団体の行う拠点施設の整備支援**
拠点施設を核とした、買物困難者に対する移動販売等を支援

店舗への交通手段の確保

- **生活交通の確保・維持**
持続可能な地域公共交通の実現に向けた多様な関係者の連携・協働に
よる取組を支援
農林水産業を軸として、交通、福祉等の集落機能等の維持を支援 など

移動販売等で店舗を届ける

- **移動販売車の導入に向けた支援**
ラストワンマイル配送の実現に向けた移動販売等の実証・導入を支援
- **地域等の連携支援**
買物困難地域において取り組む移動販売等の取組を支援
過疎地域等において取り組む移動販売等の取組を支援

商品を届ける

- **ラストワンマイル配送の効率化に向けた支援**
過疎地域のラストワンマイル配送の効率化の運行経費を支援 など
- **デジタル技術を駆使した配送支援**
地方公共団体の行うドローン配送のサービス実装を支援
自動配送ロボットによるサービスモデルを支援 など

食品アクセスの状況や対策事例等

- 食品アクセスポータルサイト等での情報提供
- 「デジ活」中山間地域への支援やドローン物流の社会実装の推進

食品アクセスの確保に関する支援策パッケージ【経済的アクセス関係】(概要版)

対策の類型

関係省庁の支援策

①食料提供に資する体制づくり

(円滑な食料提供に向けた地域の体制づくり)

●食品アクセス確保対策推進事業【農林水産省】(R6予算:0.1億円)

・地域の関係者が連携して円滑な食料提供に取り組む体制づくりに向けて、地域における食品ロスの活用状況やニーズ等の食品アクセスに関する現状・課題の調査・分析を支援。

○食品アクセス緊急対策事業【農林水産省】(R5補正予算:1.5億円の内数)

・円滑な食品アクセスを確保するため、地方公共団体、生産者、食品事業者、フードバンク、こども食堂等の地域の関係者が連携して、未利用食品や規格外野菜の有効活用等を通じた円滑な食料提供に取り組む体制づくりを支援。(→先進的な事例を収集・活用等することで、全国展開)

(食料支援等の取組を通じたつながりづくり)

○地域における孤独・孤立対策モデル調査【内閣官房】(R5補正予算:3.3億円)

・官・民・NPO等の地域の多様な主体の連携による、孤独・孤立の状態にある者等への食料支援等の取組を通じたつながりづくりに向けて、①地方公共団体による関係者間の連携・協働体制(地方版官民連携プラットフォーム)の構築を支援するとともに、②NPO法人や社会福祉法人等非営利団体による先駆的な取組モデルの構築を支援。(→取組プロセスや成果を取りまとめ、全国展開)

●孤独・孤立対策推進交付金【内閣府】(R6予算:1.3億円)

・孤独・孤立の状態にある者等への食料支援等の取組を促進するため、①都道府県を対象として、孤独・孤立対策に取り組む関係者との連携・協働体制の構築を支援するとともに、②広域的に食料支援等を行う中間支援組織を対象として、中小規模のNPO等に対する運営基盤の強化のための取組を支援。

(食品の寄附等を促進するための仕組みづくり)

●食品寄附等を促進するための枠組みづくり支援【消費者庁】(R6予算:0.4億円)

・食品寄附等を促進するため、食品関連事業者等、フードバンク等が連携して食品寄附等を促進する新たな枠組みづくりに向けた先行モデルの創出を支援。

○共通API等を用いた地域の食品寄附データ統合に向けたモデル構築

【消費者庁】(R5補正予算:1億円)

・食品寄附の促進のため、各主体(企業、自治体、フードバンク、フードパントリー、こども食堂等)による食品寄附に関する取組について、地域と連携し、国が作成する共通API・データ標準化ガイドラインを活用し、モデル地域におけるデータ連携・統合やマッチングのモデルケースの構築を支援。

◎食品寄附ガイドラインの策定・普及【消費者庁、関係省庁】(非予算施策)

・食品寄附の促進に向け、食品寄附の社会的信頼向上のための食品寄附ガイドラインを策定・普及。

食品アクセスの確保に関する支援策パッケージ【経済的アクセス関係】(概要版)

対策の類型

関係省庁の支援策

②フードバンク、こども食堂等による食料提供活動への支援

(自治体による食料提供に向けた取組への支援)

○生活困窮者自立支援の機能強化事業【厚生労働省】(R5補正予算：25.6億円の内数)

・各自治体の自立相談支援機関における、フードバンク等から提供された食料の保管・送付等に係る取組や、当該機関と連携しているNPO法人等が食料支援等を実施するために必要な活動を支援。

(フードバンクによる未利用食品の提供活動への支援)

○食品アクセス緊急対策事業【再掲】【農林水産省】(R5補正予算：1.5億円の内数)

・円滑な食品アクセスを確保するため、都道府県を通じて、経済的困窮者への食料提供の充実に向けた、フードバンク、こども食堂等の新設・取組拡大に係る取組を支援。

●地方消費者行政強化交付金(食品ロス関係部分)

【消費者庁】(R6予算：16.5億円の内数)

・地方消費者行政の充実・強化の観点から、食品ロスの削減を推進するため、地方公共団体によるフードバンク団体等に対する取組を支援。

○生活困窮者自立支援の機能強化事業【再掲】

【厚生労働省】(R5補正予算：25.6億円の内数)

・各自治体の自立相談支援機関における、フードバンク等から提供された食料の保管・送付等に係る取組や、当該機関と連携しているNPO法人等が食料支援等を実施するために必要な活動を支援。

○生活困窮者等支援民間団体活動助成事業【厚生労働省】(R5補正予算：5.2億円)

・独立行政法人福祉医療機構において、生活困窮者やひきこもり状態にある者等への支援を行う民間団体の食料支援等生活上の支援を行う活動へ助成。

●食品ロス削減総合対策事業のうち食品事業者からの未利用食品提供の推進等

【農林水産省】(R6予算：0.9億円)

・食品事業者からの未利用食品の提供等を通じた食品ロス削減の推進のため、食品事業者からフードバンク等への寄附による未利用食品の取扱いの拡大に向けた専門家派遣等によるサポートや、食品事業者との広域連携等による食品提供を行うフードバンク等を支援。

○食品ロス削減緊急対策事業【農林水産省】(R5補正予算：3.5億円)

・食品事業者からの未利用食品の提供等を通じた食品ロス削減の推進のため、大規模かつ先進的な食品提供を行うフードバンク等を支援。

食品アクセスの確保に関する支援策パッケージ【経済的アクセス関係】(概要版)

対策の類型

関係省庁の支援策

〈続き〉

②フードバンク、こども食堂等による食料提供活動への支援

〈続き〉

(こども食堂、こども宅食等による食事の提供活動への支援)

○食品アクセス緊急対策事業【再掲】【農林水産省】(R5補正予算：1.5億円の内数)

・円滑な食品アクセスを確保するため、都道府県を通じて、経済的困窮者への食料提供の充実に向けた、フードバンク、こども食堂等の新設・取組拡大に係る取組を支援。

●支援対象児童等見守り強化事業【こども家庭庁】(R6予算：176.8億円の内数)

・支援ニーズの高いこどもの見守りの強化のため、市区町村から補助・委託を受けた、こども宅食等を行う民間団体等による食事の提供等を通じたこどもの見守り活動を支援。

○ひとり親家庭等のこどもの食事等支援事業【こども家庭庁】(R5補正予算：24.5億円)

・こどもの貧困や孤独・孤立への支援のため、広域的に運営支援、物資支援等を行う民間団体(中間支援法人)を通じて、こども食堂、こども宅食、フードパントリー等による、ひとり親家庭を始めとする要支援世帯のこども等への食事の提供等の取組を支援。

○地域こどもの生活支援強化事業【こども家庭庁】(R5補正予算：12.7億円)

・支援が必要なこどもの早期発見・早期対応につなげる観点から、都道府県・市区町村を通じて、こども食堂等における食事の提供やその立上げ等、地域においてこどもが気軽に立ち寄ることができる場所の提供に係る取組を支援。

○アウトリーチ支援・宅食事業【こども家庭庁】(R5補正予算：7.5億円)

・支援ニーズの高いこどもの見守りの強化のため、①都道府県から補助・委託を受けた、広域的に運営支援、物資支援等の支援を行う民間団体(中間支援法人)を通じて、こども宅食等を行う民間団体等による食事の提供等のアウトリーチ活動を支援するとともに、②市区町村から補助・委託を受けた、こども宅食等を行う民間団体等による食事の提供等のアウトリーチ活動を支援。

○生活困窮者自立支援の機能強化事業【再掲】

【厚生労働省】(R5補正予算：25.6億円の内数)

・各自治体の自立相談支援機関における、フードバンク等から提供された食料の保管・送付等に係る取組や、当該機関と連携しているNPO法人等が食料支援等を実施するために必要な活動を支援。

○生活困窮者等支援民間団体活動助成事業【再掲】

【厚生労働省】(R5補正予算：5.2億円)

・独立行政法人福祉医療機構において、生活困窮者やひきこもり状態にある者等への支援を行う民間団体の食料支援等生活上の支援を行う活動へ助成。

食品アクセスの確保に関する支援策パッケージ【経済的アクセス関係】(概要版)

対策の類型	関係省庁の支援策
<p>〈続き〉</p> <p>②フードバンク、こども食堂等による食料提供活動への支援</p>	<p>〈続き〉</p> <p><u>(こども食堂、こども宅食等による食事の提供活動への支援)</u></p> <p>●消費・安全対策交付金のうち地域での食育の推進</p> <p>【農林水産省】(R6予算:17.2億円の内数)</p> <p>・地域での食育の推進のため、こども食堂等共食の場の提供等の活動を支援。</p>
<p>※物価高騰への対応</p>	<p>○物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金【内閣府】(R5補正予算:5,000億円)</p> <p>・物価高騰の影響を受けた生活者や事業者(フードバンク、こども食堂等)を支援。(※都道府県・市町村において実施)</p>
<p>③フードバンク、こども食堂等への食料提供</p>	<p>◎政府備蓄米の無償交付【農林水産省】(非予算施策)</p> <p>・こども食堂やこども宅食における食育の一環としてごはん食を推進するため、こども食堂やこども宅食へ政府備蓄米を無償交付。</p> <p>◎国の災害用備蓄食品の有効活用【関係府省庁】(非予算施策)</p> <p>・国の災害用備蓄食品について、食品ロス削減及び生活困窮者支援等の観点から有効に活用するため、入れ替えにより災害用備蓄食品の役割を終えたものについて、フードバンク団体等へ提供。</p>

【補足】

※本パッケージは、食品アクセスの確保の観点から、経済的困窮者への食料支援に資する支援策を整理したものです。

※関係省庁の支援策のうち、○は令和5年度補正予算事業、●は令和6年度予算事業、◎は非予算の取組を示しています。

※各支援策をクリックすると、各事業・取組のPR版・詳細が見られます。

食品アクセスの確保に関する支援策パッケージ【物理的アクセス関係】(概要版)

対策の類型	関係省庁の支援策
①移動販売等の拠点となる施設の整備	<p><u>(地方公共団体の行う拠点施設の整備支援)</u></p> <p>○●デジタル田園都市国家構想交付金 【内閣官房・内閣府】(R6予算：1,000億円の内数／R5補正予算：735億円の内数)</p> <ul style="list-style-type: none">・地方創生に資する地域の交流拠点施設を整備し、生活利便性向上のため、買物困難者に対する移動販売等を行う場合などに、拠点施設の整備などを支援。(同交付金の地方創生拠点整備タイプ)
②店舗への交通手段の確保	<p><u>(生活交通の確保・維持)</u></p> <p>○共創・MaaS実証プロジェクト【国土交通省】(R5補正予算：279億円の内数)</p> <ul style="list-style-type: none">・地域の公共交通のリ・デザインと社会的課題解決を一体的に推進するための多様な関係者の共創や、DX・GXによる持続可能な地域公共交通の実現を図るため、官民、交通事業者間、他分野の共創やMaaSの更なる高度化を推進する取組を支援 <p>●農山漁村振興交付金(中山間地農業推進対策)のうち農村型地域運営組織形成推進事業 【農林水産省】(R6予算：84億円の内数)</p> <ul style="list-style-type: none">・中山間地域等において、地域別農業振興計画に基づき、複数の集落の機能を補完する農村RMOの形成を推進するため、むらづくり協議会等が行う、実証事業やデジタル技術の導入・定着を推進する取組を支援。 <p>●過疎地域持続的発展支援交付金【総務省】(R6予算：8億円の内数)</p> <ul style="list-style-type: none">・過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業：過疎地域等における集落ネットワーク圏において地域住民が中心となって形成した地域運営組織等が行う買物支援バスの運行などの取組を支援。・過疎地域持続的発展支援事業：過疎市町村がICT等技術を活用して行うデマンド交通実証事業等の取組を支援。
③移動販売等で店舗を届ける	<p><u>(移動販売車の導入に向けた支援)</u></p> <p>○●物流革新に向けた食品等流通総合対策 【農林水産省】(R5補正予算：8億円の内数／R6予算：1.5億円の内数)</p> <ul style="list-style-type: none">・喫緊の課題である「物流の2024年問題」に対処するとともに、今後の労働力不足や将来のフィジカルインターネット物流に対応しうる新たな食品流通網を構築するため、多様な関係者が一体となって取り組む①物流の標準化、デジタル化等に必要なソフト面の実装、②物流の自動化、省力化、品質管理に必要な設備・機器の導入(①、②それぞれにラストワンマイル関係を含む)を支援。 <p><u>(地域等の連携支援)</u></p> <p>○●デジタル田園都市国家構想交付金【再掲】 【内閣官房・内閣府】(R6予算：1,000億円の内数／R5補正予算：735億円の内数)</p> <ul style="list-style-type: none">・買物困難地域において地域の事業者と連携して、地方公共団体が推進する移動販売・宅配サービスの取組を支援。(同交付金の地方創生推進タイプ)

食品アクセスの確保に関する支援策パッケージ【物理的アクセス関係】(概要版)

対策の類型

関係省庁の支援策

〈続き〉

③移動販売等で店舗を届ける

〈続き〉

●過疎地域持続的発展支援交付金【再掲】【総務省】(R6予算：8億円の内数)

・過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業：過疎地域等における集落ネットワーク圏において地域住民が中心となって形成した地域運営組織等が行う移動販売による取組を支援。

④商品を届ける

(ラストワンマイル配送の効率化に向けた支援)

○●モーダルシフト等推進事業【国土交通省】(R5補正予算：1.2億円/R6予算：0.4億円)

・モーダルシフト等の物流効率化を図る取組において、「協議会の開催等、物流総合効率化法に基づく総合効率化計画の策定のための調査事業に要する経費」や「認定を受けた総合効率化計画に基づき実施するモーダルシフト及び幹線輸送の集約化、過疎地域のラストワンマイル配送の効率化、中継輸送の初年度の運行経費」に対して支援を行うとともに、省人化・自動化に資する機器の導入に対して支援。

◎物流総合効率化法に基づく総合効率化計画の認定【国土交通省】(非予算施策)

・物流分野における労働力不足や荷主や消費者ニーズの高度化・多様化による多頻度小口輸送の進展、過疎地域のラストワンマイル配送の効率化等に対応するため、物流総合効率化法に基づき、「2以上の者の連携」による流通業務の省力化及び物資の流通に伴う環境負荷の低減を図るための物流効率化の取組を支援。

(デジタル技術を駆使した配送支援)

○●デジタル田園都市国家構想交付金【再掲】

【内閣官房・内閣府】(R6予算：1,000億円の内数/R5補正予算：735億円の内数)

・地方公共団体の行うドローン配送のサービス実装を支援。(同交付金のデジタル実装タイプ)

●過疎地域持続的発展支援交付金【再掲】【総務省】(R6予算：8億円の内数)

・過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業：過疎地域等における集落ネットワーク圏において地域住民が中心となって形成した地域運営組織等が行うドローンを活用した配送などの取組を支援。
・過疎地域持続的発展支援事業：過疎市町村がICT等技術を活用して行うドローンを活用した配送などの取組を支援。

●革新的ロボット研究開発等基盤構築事業(うち②屋外環境)

【経済産業省】(R6予算：9.6億円の内数)

・ロボットの未導入領域におけるロボット社会実装に向けて、ユーザーの業務フローや施設環境の変革を含むロボットフレンドリーな環境の実現が必要。このため、ユーザー、メーカー、システムインテグレーター等が連携し、①屋内環境、②屋外環境のそれぞれにおいて、ロボットフレンドリーな環境の実現に向けて研究開発等を実施。(自動走行ロボットを活用した配送サービスの実現のための技術開発)

食品アクセスの確保に関する支援策パッケージ【物理的アクセス関係】(概要版)

対策の類型

関係省庁の支援策

〈続き〉

④商品をお届ける

〈続き〉

○物流効率化に向けた先進的な実証事業のうち自動配送ロボット導入促進実証事業【経済産業省】(R5補正予算：55億円の内数)
・公道を走行する自動配送ロボットの採算性を確保したサービスモデルを創出し、市場の確立を図るため、複数拠点・多数台運行による大規模なサービス実証を支援。

⑤食品アクセスの状況や対策事例等

(食品アクセスポータルサイト等での情報提供)

◎食品アクセスポータルサイト【農林水産省】(非予算施策)

・全国の地方公共団体や民間事業者等が食品アクセス問題の解決に向けた取組に役立てられるよう、食品アクセス問題への取組方法や支援施策、先進事例、調査結果等の情報等を発信すべく食品アクセスポータルサイトを運営。各省の関連施策や、地方公共団体の取組などを掲載。

◎食品アクセス全国市区町村アンケート【農林水産省】(非予算施策)

・平成23年度より、毎年全国の市区町村を対象にアンケートを実施。食料品の購入に困難を感じている住民への対策に関するアンケート調査を実施し、各地方自治体等の抱える課題や対策の状況を把握し、今後の施策の参考として活用。食品アクセスポータルサイトに結果を掲載。

◎買物弱者支援マニュアル【経済産業省】(非予算施策)

・買物環境の調査とともに、先進事例の概要や買物弱者支援事業のポイントをまとめたマニュアルを作成・公表。

◎買物弱者支援事業者事例集【経済産業省】(非予算施策)

・現在の買物環境、先進事業、技術等の実態調査事業を実施。

◎国・地方自治体による買物弱者支援策紹介【経済産業省】(非予算施策)

・自治体による関連支援策・事業予算等を収集し、経済産業省HPで公表。

(「デジ活」中山間地域への支援やドローン物流の社会実装の推進)

◎「デジ活」中山間地域への支援【農林水産省】(非予算施策)

・中山間地域等において、基幹産業である農林水産業の「仕事づくり」を軸として、地域資源やデジタル技術を活用し、多様な内外の人材を巻き込みながら社会課題解決に向けて取組を積み重ねることで活性化を図る地域を「デジ活」中山間地域として登録し、関係府省が連携しつつ、その取組を支援。

◎ドローン物流の社会実装の推進【国土交通省】(非予算施策)

・過疎地域等において輸配送の効率化及び買物等の生活利便性の抜本的改善を図るため、「ドローンを活用した荷物等配送に関するガイドラインVer. 4.0」を活用しながら、ドローン物流の社会実装を推進。

【補足】

※本パッケージは、食品アクセスの確保の観点から、買物困難者への食料支援に資する支援策を整理したものです。(その他表記・仕様は経済的アクセス関係概要版と同じです。)

食品アクセスの確保に関する支援策パッケージ【経済的アクセス関係】(詳細版)

目的	実施主体・支援の流れ	支援メニュー(例)	補助対象経費(例)	補助率・上限・要件	事業名	公募要領等関連HP	担当省庁・局・課	問合せ先(電話・メール)
食品アクセスの確保に向けた取組を推進する体制の構築に向けて、地域における食品アクセスに関する現状・課題の調査・分析を支援する。	都道府県、市区町村	現状・課題の調査・分析	調査経費(調査員手当、調査員旅費等)、分析経費(専門家謝金等)	定額(上限300万円/か所)	●食品アクセス確保対策推進事業	https://www.maff.go.jp/i/supply/hozyo/syouan/240222_141-3.html	農林水産省消費・安全局 消費者行政・食育課	食品アクセス企画G 03-3502-5723 shokuiku@maff.go.jp
第4次食育推進基本計画に掲げられた目標達成に向けて、地域の関係者等が連携して取り組む食育活動を重点的かつ効率的に推進する。	①都道府県を通じた取組:都道府県一民間団体等(都道府県、市区町村を含む) ②都道府県域を越えた取組:民間団体等(都道府県、市区町村を含む)	こども食堂等の共食の場の提供等	共食の機会の提供に係る費用等	1/2補助 ※食材費について ①都道府県を通じた取組:補助上限額100万円(交付上限額50万円) ②都道府県域を越えた取組:補助上限額300万円(交付上限額150万円)	●消費・安全対策交付金のうち地域での食育の推進	https://www.maff.go.jp/i/syokuiku/torikumi/kouhukin/r6.html	農林水産省消費・安全局 消費者行政・食育課	食育推進G 03-6738-6558 shokuiku@maff.go.jp

<p>1 円滑な食品アクセスの確保推進</p> <p>国民の円滑な食品アクセスを確保するため、①地域の関係者が連携して組織する協議会の設置、②関係者間の調整役(コーディネーター)の配置、③地域における食品アクセスの現状・課題の調査、④課題解決に向けた計画の策定・実行といったモデル的な取組を支援する。</p>	<p>1について ①～③:都道府県、市区町村、農業協同組合、農業協同組合連合会、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会、社会福祉協議会</p>	<p>1について ①地域の関係者が連携して組織する協議会の設置 ②関係者間の調整役(コーディネーター)の配置 ③地域における食品アクセスの現状・課題の調査</p>	<p>1について ①地域協議会の活動経費(事務局員手当・旅費等)、会議開催経費(委員謝金・旅費等) ②コーディネーターの活動経費(人件費、旅費等) ③食品アクセスに関する調査経費(調査員手当、調査員旅費等)</p>	<p>1について ①～③:定額(上限1,000万円/年、1,500万円/地域) ※2年目は3/4補助、3年目は1/2補助</p>				
<p>2 食品アクセス確保の取組の全国展開</p> <p>相談窓口の設置等により、食品アクセスに関する諸課題の解決のための取組を支援するとともに、先進的な事例を収集・活用等することで、取組の全国展開を図る。</p>	<p>2について 民間事業者</p>	<p>2について 相談窓口の設置等による食品アクセスに関する諸課題の解決のための取組支援、先進的な事例の収集・活用等</p>	<p>2について 地域協議会の相談窓口(スタートアップ支援)に係る費用、事例集・PR作成に係る費用等</p>	<p>2について 3,511万円</p>	<p>○食品アクセス緊急対策事業</p>	<p>https://www.maff.go.jp/i/syouan/access/yosan/torikumi.html</p>	<p>農林水産省消費・安全局 消費者行政・食育課</p>	<p>食品アクセス企画G 03-3502-5723 shokuiku@maff.go.jp</p>
	<p>1について ④:都道府県→民間事業者等</p>	<p>1について ④課題解決に向けた計画の策定・実行 (1)食品アクセス困難者への食料提供の充実 (2)国民一人一人の食品アクセスの確保の総合的な推進 (a)食品アクセスの質の向上 (b)食品アクセスを支える消費行動の促進に向けた啓発・広報活動</p>	<p>1について ④課題解決に向けた計画の策定・実行 (1)食品アクセス困難者への食料提供の充実;食料提供を行う団体の新規設立及び取組拡大に係る経費(求人費、研修開催費、厨房設備費(リース)、配送車両費(リース)、冷蔵保管設備費(リース)等)等 (2)国民一人一人の食品アクセスの確保の総合的な推進 (a)食品アクセスの質の向上:農林漁業体験機会の実施に係る費用、学校給食等を通じた地元食材の提供に係る費用、共食の機会の提供に係る費用等 (b)食品アクセスを支える消費行動の促進に向けた啓発・広報活動:コンテンツの作成に係る費用、交流会の開催に係る費用等</p>	<p>1について ④:1/2補助 ※(2)の補助額が(1)の補助額の概ね7割を超えないものとする。</p>		<p>https://www.maff.go.jp/i/supply/itaku/sonota/index.html ※うち、令和5年度食品アクセス緊急対策委託事業(食品アクセス確保の取組の全国展開)</p>		

<p>孤独・孤立対策の安定的・継続的な推進に向けて、地方における官・民・NPO等の連携による孤独・孤立対策の推進を支援するとともに、孤独・孤立対策に取り組むNPO等の運営能力の向上や活動基盤の整備に取り組む中間支援組織を支援する。</p>	<p>都道府県</p>	<p>1 地方における孤独・孤立対策推進事業 都道府県を対象として、各地域の実情に応じた関係者間の連携・協働体制の構築や孤独・孤立対策の推進等に係る取組を支援する。</p>	<p>1 地方における孤独・孤立対策推進事業 人件費、諸謝金、旅費、会議費、雑務費等</p>	<p>1/2補助</p>	<p>●孤独・孤立対策推進交付金</p>	<p>準備中</p>	<p>内閣官房孤独・孤立対策担当室</p>	<p>03-3581-4531 kodoku.koritsu.taisaku.k7x@cas.go.jp</p>
	<p>中間支援組織</p>	<p>2 孤独・孤立対策担い手育成支援事業 広域的活動を行う中間支援組織を対象として、孤独・孤立対策に取り組む中小規模のNPO等への運営能力の向上や活動基盤の整備に係る取組を支援する。</p>	<p>2 孤独・孤立対策担い手育成支援事業 人件費、諸謝金、旅費、会議費、雑務費等</p>	<p>2/3補助</p>				
<p>誰にでも起こり得る孤独・孤立の問題に対しては、地域の多様な主体の連携を通じた日常生活環境での緩やかなつながりや居場所の確保が予防等の観点からも重要であることから、地域における官民連携モデルや予防等に資する取組モデルを構築し、全国展開を図るとともに、効果的な支援方法等の検討を行う。</p>	<p>民間団体→地方公共団体(市区町村)</p>	<p>1 地方版官民連携プラットフォーム事業 地方公共団体(市町村)を対象として、各地域の実情に応じた関係者間の連携・協働体制の構築や孤独・孤立対策の推進等に係る支援を行う。</p>	<p>1 地方版官民連携プラットフォーム事業 謝金、旅費、消耗品費、会議費、印刷製本費、通信運搬費、孤独・孤立に係る調査・アンケート・データの分析等外注にかかる経費等</p>	<p>定額</p>	<p>○地域における孤独・孤立対策モデル調査</p>	<p>準備中</p>	<p>内閣官房孤独・孤立対策担当室</p>	<p>03-3581-4531 kodoku.koritsu.taisaku.k7x@cas.go.jp</p>
	<p>民間団体→NPO法人や社会福祉法人等非営利団体</p>	<p>2 地域における孤独・孤立対策に関するNPO等の取組モデル事業 NPO法人や社会福祉法人等非営利団体を対象として、日常生活環境での緩やかなつながりや居場所づくりに関する先駆的な取組に係る支援を行う。</p>	<p>2 地域における孤独・孤立対策に関するNPO等の取組モデル事業 人件費、謝金、旅費、消耗品費、会議費、印刷製本費、通信運搬費等</p>					

<p>エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に合わせた支援を行う。</p>	<p>都道府県、市区町村→エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者</p>	<p>エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援 ※こども食堂に対する負担軽減のための支援やヤングケアラーに対する配食支援等</p>	<p>エネルギー・食料品価格の高騰分等</p>	<p>地方公共団体による。</p>	<p>○物価高騰対応重点支援 地方創生臨時交付金</p>	<p>https://www.chisou.go.jp/tiki/rinikoufukin/iautenshienn.html</p>	<p>内閣府地方創生推進室</p>	<p>事業実施の有無については、各都道府県・市町村にお問い合わせください。</p>
---	--	--	-------------------------	-------------------	----------------------------------	--	-------------------	---

<p>食品寄附等を促進し、食品ロス削減を推進するため、安全性・透明性を確保できる枠組みの導入に向け、ガイドラインの作成、モデル事業等を実施する。</p>	<p>民間団体</p>	<p>食品寄附等を促進するためのガイドラインの策定、モデル事業</p>	<p>調査経費(調査員手当・調査員旅費等)、分析経費(専門家謝金等)</p>	<p>定額 ※請負事業のため補助率等なし</p>	<p>●食品寄附等を促進するための枠組みづくり支援</p>	<p>https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/efforts/assets/efforts_240307_0001.pdf</p>	<p>消費者庁消費者教育推進課食品ロス削減推進室</p>	<p>03-3507-9244 no-foodloss@caa.go.jp</p>
<p>国として取り組むべき重要な消費者政策の推進のため、積極的に取り組む地方公共団体を支援する。食品ロス削減推進の取組として、フードバンク団体等の活動を支援する。</p>	<p>都道府県、市区町村→フードバンク等</p>	<p>食品ロス削減の取組</p>	<p>フードバンク団体等への支援費用</p>	<p>1/2補助</p>	<p>●地方消費者行政強化交付金(食品ロス関係部分)</p>	<p>https://www.caa.go.jp/policies/policy/local_cooperation/local_consumer_administration/grant/</p>	<p>消費者庁消費者教育推進課食品ロス削減推進室</p>	<p>03-3507-9244 no-foodloss@caa.go.jp</p>
<p>現在、各主体(企業、自治体、フードバンク、フードパントリー、子ども食堂、社会福祉法人等)に跨っている食品寄附に関する取組について、地域と連携しつつ国において共通API・データ標準化ガイドラインを作成し、モデル地域において、既存のシステムをベースに、国が作成した共通API・ガイドラインを活用して各ステークホルダー間のデータ連携・マッチングを図ることで、より適切な需給調整・食品寄附を促進する。</p>	<p>企業、自治体、フードバンク、フードパントリー、子ども食堂、社会福祉法人等</p>	<p>・国において1ないし2モデル地域と連携し、共通API及び連携するデータ標準化ガイドライン作成 ・策定した共通API及びデータ標準化ガイドラインを活用し、モデル地域における既存システム上のデータの連携・統合やマッチングのモデルケース構築 ・中長期的には、構築したモデルをベースに消費者庁で検討を進めている新たな食品寄附スキームに活用し、全国に拡大。</p>	<p>共通API及びデータ標準化ガイドライン作成に係る人件費等</p>	<p>定額 ※請負事業のため補助率等なし</p>	<p>○共通API等を用いた地域の食品寄附データ統合に向けたモデル構築</p>	<p>https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/efforts/assets/efforts_240307_0001.pdf</p>	<p>消費者庁消費者教育推進課食品ロス削減推進室</p>	<p>03-3507-9244 no-foodloss@caa.go.jp</p>
<p>「食品ロス削減目標達成に向けた施策パッケージ」に基づき、食品寄附への社会的信頼向上のための「食品寄附ガイドライン」の策定・普及を図る。</p>	<p>フードバンク等</p>	<p>食品寄附ガイドラインの活用</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>食品寄附ガイドラインの策定・普及</p>	<p>https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/conference/assets/consumer_education_cms201_231_222_010.pdf</p>	<p>消費者庁消費者教育推進課食品ロス削減推進室 関係省庁</p>	<p>(消費者庁) 03-3507-9244 no-foodloss@caa.go.jp</p>

<p>困窮するひとり親家庭を始めとする要支援世帯の子ども等を対象とした、子ども食堂、子ども宅食、フードパントリー等を実施する事業者を対象として広域的に運営支援、物資支援等を行う民間団体(中間支援法人)の取組を支援し、子どもの貧困や孤独・孤立への支援を行う。</p>	<p>社会福祉法人、NPO法人等の営利を目的としない民間団体(中間支援法人)→子ども食堂等</p>	<p>中間支援法人が採択した子ども食堂等に対する助成事業</p>	<p>賃金、諸謝金、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費)、会議費、役員費(雑役務費、通信運搬費、保険料)、委託費、借料及び損料、備品購入費、負担金、補助及び交付金</p>	<p>補助率:10/10 ※上限 ・中間支援法人(上限:350万円) ・子ども食堂等(上限:3,500千円)</p>	<p>〇ひとり親家庭等の子どもの食事等支援事業</p>	<p>【公募終了】 https://www.cfa.go.jp/policies/hitori-oya/kodomo-svokui-koubo/</p>	<p>生活支援係 03-6859-0183 kateifukushi.seikatsushien@cfa.go.jp</p>	
<p>既存の福祉・教育施設などにおいて、気軽に立ち寄れる食事や体験等の場所を提供し、支援が必要な子どもの早期発見、早期対応につなげる。</p>	<p>都道府県・市区町村→子ども食堂等</p>	<p>ア 食事(子ども食堂等)や体験(学習機会、遊び体験)の提供、子ども用品(文房具や生理用品等)の提供を行う事業 イ ①既存の福祉・教育施設、地域にある様々な場所(公民館・商店街等)での立上げ等を支援する事業(立上げ支援)②子どもの居場所等の事業を継続するための備品購入等を支援する事業(継続支援) ウ 既存の福祉・教育施設、地域にある様々な場所を拠点とした支援ニーズを把握するための研修など、地域で子どもを支援するための仕組みづくりを行う事業 エ その他上記に類する事業</p>	<p>地域子どもの生活支援強化事業実施に必要な報酬、給料(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る)、職員手当等(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る)、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、修繕費)、役員費(通信運搬費、広告料、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金</p>	<p>・補助率2/3 ・補助基準額:最大850.2万円(要支援児童等支援強化事業【加算措置】と合わせて最大1106.5万円)</p>	<p>〇地域子どもの生活支援強化事業</p>	<p>https://www.cfa.go.jp/policies/kodomonohinkon/seika-tsushien/</p>	<p>子ども家庭庁支援局家庭福祉課</p>	<p>子どもの貧困対策担当 03-6859-0183 taisaku.kodomohinkon@cfa.go.jp</p>

<p>児童虐待のリスクの高まりを踏まえ、子育て世帯が孤立しないよう支援することが必要であるため、市町村の要保護児童対策地域協議会が中核となって、こども食堂やこども宅食等の支援を行う民間団体等も含めた様々な地域ネットワークを総動員し、支援ニーズの高いこども等を見守り、必要な支援につなげることができる体制の強化を推進する。</p>	<p>市区町村→こども食堂、こども宅食等</p>	<p>市区町村から補助・委託を受けた宅食等を実施する事業者が行うこども等の見守り支援事業</p>	<p>支援対象児童等見守り強化事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当、賞金、報償費、共済費、旅費、需用費、役務費、委託料、改修費、設備整備費、備品購入費及び賃借料等</p>	<p>・補助率2/3 ※1か所当たり上限 10,021千円</p>	<p>●支援対策児童等見守り強化事業</p>	<p>各自治体において実施</p>		
<p>1 こども宅食やおもつなどの物品を配布するアウトリーチ活動を行う民間団体等と連携し、支援が必要と思われる家庭を訪問しこども等の状況を把握した後、適切な支援につなげることができる体制の強化を図る。</p>	<p>1について 市区町村→こども宅食等</p>	<p>1について 市区町村から補助・委託を受けたこども宅食等の事業者が行うアウトリーチ型の支援事業</p>	<p>1について アウトリーチ支援・宅食事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賞金、報償費、共済費、需用費、役務費、委託料、備品購入費及び賃借料等</p>	<p>・補助率2/3 ※上限 1について 1か所当たり上限 5,218千円</p>	<p>○アウトリーチ支援・宅食事業【「支援対策児童等見守り強化事業」の拡充】</p>	<p>各自治体において実施</p>	<p>こども家庭庁支援局虐待防止対策課</p>	<p>03-6859-0082 jidounetwork@cfa.go.jp</p>
<p>2 都道府県を介し、食事や食品・食材等の提供を行うこども宅食等を実施する事業者に対して、広域的に運営支援・物資支援等の支援を行う民間団体(中間支援法人)を活用することで、支援を必要とするより多くのこどもを把握できる体制の整備を推進する。</p>	<p>2について 都道府県→中間支援法人→こども宅食等</p>	<p>2について 都道府県から補助・委託を受けた中間支援法人が採択したこども宅食等への助成事業</p>	<p>2について アウトリーチ支援・宅食事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賞金、報償費、共済費、需用費、役務費、委託料、備品購入費及び賃借料等</p>	<p>・補助率2/3 ※上限 2について 1都道府県当たり上限 60,000千円 +周知啓発(2の加算) 1都道府県当たり上限 28千円</p>	<p>○アウトリーチ支援・宅食事業【「支援対策児童等見守り強化事業」の拡充】</p>	<p>各自治体において実施</p>		

<p>物価高騰による生活困窮者の増加に伴い、緊急的な対応が必要であるため、自治体と民間団体との連携の推進等により、生活困窮者自立支援の機能強化を図る。</p>	<p>福祉事務所設置自治体→自立相談支援機関</p>	<p>1. 特定非営利活動法人等と連携した緊急対応の強化のうち ①支援策の多様化を目的とした特定非営利活動法人や社会福祉法人等との連携強化</p>	<p>【①の補助対象経費】 (ア)自立相談支援機関が連携する特定非営利活動法人や社会福祉法人等の取組を広報するための経費 (イ)フードバンク等から提供された食料等を保管するための経費 (ウ)特定非営利活動法人や社会福祉法人等から提供された現物を相談者へ送付するための経費 (エ)その他自立相談支援機関が特定非営利活動法人や社会福祉法人等と連携するために必要な経費(ただし、特定非営利活動法人や社会福祉法人等が独自に支援に取り組むための経費は除く。)</p>	<p>【補助率】 国3/4、福祉事務所設置自治体1/4 【上限】 ・基本基準額:管内自立相談支援機関1箇所あたり4,000千円 ・②のメニュー利用で以下の金額を加算(2,500千円(1団体あたり50万円。ただし、広域的な支援を実施している場合は100万円。)) 【②支援対象となる民間団体の要件】 ○地域の自立相談支援機関と連携が図られていること。または、複数の市町村において広域的な支援に取り組んでおり、かつ、都道府県と連携が図られていること(いずれも、今後連携する予定の場合を含む。) ○地域のプラットフォームにおいて、地域の生活困窮者を支援する上で、当該民間団体による支援を行うことが必要と認められること。または、複数の市町村において広域的な支援に取り組んでおり、かつ、当該団体又は当該団体が所属するネットワーク等が都道府県と連携することで、地域の生活困窮者への支援に資すると認められること等。</p>	<p>○生活困窮者自立支援の機能強化事業</p>	<p>各自治体において実施</p>	<p>厚生労働省社会・援護局 地域福祉課生活困窮者自立支援室</p>	<p>03-6812-7848 jiritsu-model@mhlw.go.jp</p>
<p>物価高騰の影響下において、生活困窮者やひきこもり状態にある者等に対する支援活動を行う民間団体の活動を推進する。</p>	<p>(独)福祉医療機構→NPO法人等民間団体</p>	<p>1. 特定非営利活動法人等と連携した緊急対応の強化のうち ②支援ニーズの増大に対応した地域の特定非営利活動法人等に対する活動支援</p>	<p>【②の補助対象経費】 地域の生活困窮者自立支援に取り組む上で、必要と認められる支援を実施するために必要な経費(食料や日常生活用品等の物資支援に必要な物品購入費、相談者に物品を届ける送料・運搬経費、居場所づくりに必要な借上料、Wi-Fi等の通信環境整備に係る経費、その他人件費、印刷製本費、燃料費、光熱水費、雑役務費等)</p>	<p>【補助率】定額 【上限】 ①全国的又は4以上の都道府県にまたがる支援活動を行う団体:上限2,000万円 ②2以上の都道府県にまたがる支援活動を行う団体:上限900万円 ③同一都道府県内での支援活動を行う団体:上限700万円</p>	<p>○生活困窮者等支援民間団体助成事業</p>	<p>【公募終了】 https://www.wam.go.jp/hp/r5hosei/wamivosei/</p>		

	民間団体等	1 専門家派遣等 食品事業者からフードバンク等への寄附による未利用食品の取扱いの拡大に向けた食品衛生管理水準の向上、物品管理や効率的な配送システムの構築に必要なノウハウ獲得等を促進するため、専門家派遣等によるサポートを実施(委託)	専門家派遣等に係る人件費、謝金、旅費等	委託				
食品事業者からフードバンク等への寄附による未利用食品の取扱いの拡大に向けた専門家派遣等によるサポートや、食品事業者とフードバンク等による広域連携等の先進的な取組に係る輸送費、倉庫・車両等の賃借料、情報交換会等の開催費等を支援する。	民間団体等	2 先進的取組支援 食品事業者とフードバンク等による広域連携等の先進的な取組に対し、未利用食品の輸送費、倉庫・車両等の賃借料、情報交換会の開催費等を支援(補助)	未利用食品の輸送費、倉庫・車両等の賃借料(運搬用車両、一時保管用倉庫、入出庫管理機器の賃借料)、活動経費(人件費、謝金、旅費、保険料等)	1/2補助 ※(1)及び(2)の要件を満たし、かつ、(3)又は(4)の要件を満たすフードバンク又はフードバンクが構成員となる協議会。 (1)令和5年4月1日以前より、「フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き」(農林水産省公表資料)に基づく食品の取扱い又はこれに準じた食品の取扱いを行っていること。 (2)こども食堂、こども宅食、生活困窮者、福祉施設等への食品の提供の拡大を図るための計画を有すること。 (3)食品廃棄物等多量発生事業者(食品リサイクル法第9条第1項に規定する食品廃棄物等多量発生事業者をいう。)から未利用食品の寄附を直接受けて、こども食堂等に食品を提供する計画を有すること。 (4)複数の市町村のこども食堂等に食品を提供する計画を有すること。	●食品ロス削減総合対策事業のうち食品事業者からの未利用食品提供の推進等	https://www.maff.go.jp/i/s/hokusan/recycle/syoku_loss/foodbank.html	農林水産省大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課食品ロス・リサイクル対策室	03-6744-2066 loss-non@maff.go.jp
食品原材料価格の高騰等の厳しい社会経済環境の中、食品の安定供給を図る観点から、食品ロスの削減が重要となっている。未利用食品の提供等を通じた食品ロスの削減を推進するため、その受け皿となる大規模かつ先進的な取組を行うフードバンク等を支援する。	民間団体→フードバンク等	大規模かつ先進的な取組を行うフードバンク等に対して、輸送費、倉庫・車両等の賃借料、情報交換会の開催費等、先進的取組に必要な経費を支援	(ア)活動経費(人件費、謝金、旅費、保険料等) (イ)倉庫・車両等の賃借料(運搬用車両、一時保管用倉庫、入出庫管理機器の賃借料) (ウ)食品の輸送費	定額 ※(1)及び(2)の要件を満たし、かつ、(3)又は(4)の要件を満たすフードバンク又はフードバンクが構成員となる協議会。 (1)令和5年1月1日以前より、「フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き」(農林水産省公表資料)に基づく食品の取扱い又はこれに準じた食品の取扱いを行っていること。 (2)こども食堂、こども宅食、生活困窮者、福祉施設等への食品の提供の拡大を図るための計画を有すること。 (3)食品廃棄物等多量発生事業者(食品リサイクル法第9条第1項に規定する食品廃棄物等多量発生事業者をいう。)からの未利用食品の寄附を直接受けて、こども食堂等に食品を提供する計画を有すること。 (4)複数の市町村のこども食堂等に食品を提供する計画を有すること。	○食品ロス削減緊急対策事業	https://www.maff.go.jp/i/s/hokusan/recycle/syoku_loss/foodbank.html	農林水産省大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課食品ロス・リサイクル対策室	03-6744-2066 loss-non@maff.go.jp

<p>政府備蓄米を活用して、学校給食におけるごはん食の拡大を支援してきた無償交付制度の枠組みの下、子ども食堂や子ども宅食においても食育の一環としてごはん食の推進を支援する。</p>	<p>子ども食堂、子ども宅食</p>	<p>政府備蓄米の交付</p>	<p>—</p>	<p>【食事提供団体の要件】 ・食事提供団体において、食育の一環として、ごはん食を推進することを目的に政府備蓄米を使用し、子どもごはんとして提供すること。 ・食事の提供を行う場所で、子どもごはん食の魅力などを伝える食育の取組を行うこと。 【食材提供団体の要件】 ・食材提供団体において、食育の一環として、ごはん食を推進することを目的に、政府備蓄米を子育て家庭に直接配付し、ごはん食の魅力などを伝える食育の取組を行うこと。 ・政府備蓄米に加え、他の食材も併せて、子育て家庭に直接配付すること。</p>	<p>◎政府備蓄米の無償交付</p>	<p>https://www.maff.go.jp/i/saisan/kokumotu/bichikumai.html</p>	<p>農林水産省農産局穀物課 米麦流通加工対策室</p>	<p>03-3502-7950 syokuiku_gohan@maff.go.jp</p>
<p>国の災害用備蓄食品について、食品ロス削減及び生活困窮者支援等の観点から有効に活用するため、入れ替えにより災害用備蓄食品の役割を終えたものについて、フードバンク団体等へ提供する。</p>	<p>フードバンク等</p>	<p>災害用備蓄食品の提供</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>◎国の災害用備蓄食品の有効活用</p>	<p>https://www.maff.go.jp/i/s/hokusan/recycle/svoku_loss/portal.html</p>	<p>内閣官房、内閣法制局、復興庁、内閣府、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省</p>	<p>各府省庁に直接ご連絡ください。</p>

食品アクセスの確保に関する支援策パッケージ【物理的アクセス関係】(詳細版)

目的	実施主体・支援の流れ	支援メニュー(例)	補助対象経費(例)	補助率・上限・要件	事業名	公募要領等関連HP	担当省庁・局・課	問合せ先(電話・メール)
食品アクセスの確保に向けて、ラストワンマイル配送に必要な実証・設備・機器の導入を支援する。	食品流通業者等で構成される協議会等	移動販売車の導入等	①ラストワンマイル実証等に係る経費 ②設備・機器導入経費	①:定額(上限3000万円/協議会等) ②:1/2以内(上限1億円/協議会等、3000万円/構成員)	●物流革新に向けた食品等流通総合対策	https://www.maff.go.jp/i/supply/hozvo/kanbo/231207.020-1.html	農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品流通課	03-3502-5741 syokuhin_ryutu@maff.go.jp
食品アクセスの確保に向けた取組を推進する体制の構築に向けて、地域における食品アクセスに関する現状・課題の調査・分析を支援する。	都道府県、市区町村	現状・課題の調査・分析	調査経費(調査員手当、調査員旅費等)、分析経費(専門家謝金等)	定額(上限300万円/か所)	●食品アクセス確保対策推進事業	https://www.maff.go.jp/i/supply/hozvo/syouan/240222.141-3.html	農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課	03-3502-5723 shokuiku@maff.go.jp

<p>1 円滑な食品アクセスの確保推進 国民の円滑な食品アクセスを確保するため、①地域の関係者が連携して組織する協議会の設置、②関係者間の調整役(コーディネーター)の配置、③地域における食品アクセスの現状・課題の調査、④課題解決に向けた計画の策定・実行といったモデル的な取組を支援する。</p>	<p>1について ①～③:都道府県、市区町村、農業協同組合、農業協同組合連合会、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会、社会福祉協議会</p>	<p>1について ①地域の関係者が連携して組織する協議会の設置 ②関係者間の調整役(コーディネーター)の配置 ③地域における食品アクセスの現状・課題の調査</p>	<p>1について ①地域協議会の活動経費(事務局員手当・旅費等)、会議開催経費(委員謝金・旅費等) ②コーディネーターの活動経費(人件費、旅費等) ③食品アクセスに関する調査経費(調査員手当、調査員旅費等)</p>	<p>1について ①～③:定額(上限1,000万円/年、1,500万円/地域) ※2年目は3/4補助、3年目は1/2補助</p>	<p>○食品アクセス緊急対策事業</p>	<p>https://www.maff.go.jp/i/syouan/access/vosan/torikumi.html</p>	<p>農林水産省消費・安全局 消費者行政・食育課</p>	<p>03-3502-5723 shokuiku@maff.go.jp</p>
<p>2 食品アクセス確保の取組の全国展開 相談窓口の設置等により、食品アクセスに関する諸課題の解決のための取組を支援するとともに、先進的な事例を収集・活用等することで、取組の全国展開を図る。</p>	<p>2について 民間事業者</p>	<p>2について 相談窓口の設置等による食品アクセスに関する諸課題の解決のための取組支援、先進的な事例の収集・活用等</p>	<p>2について 地域協議会の相談窓口(スタートアップ支援)に係る費用、事例集・PR作成に係る費用等</p>	<p>2について 3,511万円</p>		<p>https://www.maff.go.jp/i/suuply/itaku/sonota/index.html ※うち、令和5年度食品アクセス緊急対策委託事業(食品アクセス確保の取組の全国展開)</p>		
<p>中山間地域等において、地域別農業振興計画に基づき、複数の集落の機能を補完する農村RMOの形成を推進するため、むらづくり協議会等が行う、実証事業やデジタル技術の導入・定着を推進する取組を支援する。</p>	<p>複数集落を含む地域協議会</p>	<p>むらづくり協議会等による地域の話し合いを通じた農用地保全、地域資源活用、生活支援に係る将来ビジョン策定、ビジョンに基づく調査、計画作成、実証事業等の取組、デジタル技術の導入・定着を推進する取組を支援 ※生活支援の実証に取り組む場合は、農用地保全や地域資源活動と関連した取組であること</p>	<p>調査、計画作成、実証に関する取組を支援 ・旅費(調査等旅費・委員等旅費) ・事務費(通信運搬費、職員手当等) ・実証に必要な土地基盤・機械・施設等整備費等 ※生活支援の実証に取り組む場合は、農用地保全や地域資源活動と関連した取組であること</p>	<p>事業期間:上限3年間 交付率:定額(上限3,000万円(1,000万円(年基準額)×事業年数)) ※対象地域は、農林統計上の中山間地域や8法指定地域等</p>	<p>●農山漁村振興交付金(中山間地農業推進対策)のうち農村型地域運営組織形成推進事業</p>	<p>https://www.maff.go.jp/i/noushin/tiiki/sesaku/chusankan-suishin.html</p>	<p>農林水産省農村振興局地域振興課</p>	<p>03-3502-6286 chiikishinkou_ml@maff.go.jp</p>

<p>デジタル田園都市国家構想の実現による地方の社会課題解決・魅力向上の取組を加速化・深化する。</p>	<p>地方公共団体</p>	<p>①地方創生拠点整備タイプ ・地方公共団体の行う買物困難者に対する移動販売等の核となる拠点施設(道の駅等)の整備を支援</p> <p>②地方創生推進タイプ ・地方公共団体の行う地域の事業者等と連携した取組を支援</p> <p>③デジタル実装タイプ ・地方公共団体の行うドローン配送のサービス実装を支援</p>	<p>①地方創生拠点整備タイプ ・地方創生に資する拠点施設の整備(主にハード事業)に要する経費</p> <p>②地方創生推進タイプ ・地方創生に資する取組(主にソフト事業)に要する経費</p> <p>③デジタル実装タイプ ・デジタル実装に要する経費</p>	<p>①地方創生拠点整備タイプ ・補助率:1/2 ・国費の補助上限額(都道府県の場合):15億円 ・要件:地方創生に資する拠点施設の整備</p> <p>②地方創生推進タイプ ・補助率:1/2 ・国費の補助上限額(都道府県・横展開型の場合):1.0億円 ・要件:地方創生に資する取組</p> <p>③デジタル実装タイプ ・補助率(TYPE1の場合):1/2 ・国費の補助上限額(TYPE1の場合):1.0億円 ・要件:デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上を図る取組</p>	<p>●●デジタル田園都市国家構想交付金</p>	<p>https://www.chisou.go.jp/sousei/about/kouhukin/index.html</p>	<p>内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局 内閣府地方創生推進事務局 内閣府地方創生推進室</p>	<p>03-6257-1410</p>
<p>過疎地域等における地域課題解決のための取組を支援することにより、過疎地域の持続的発展を支援する。</p>	<p>地方公共団体 地域運営組織等</p>	<p>①過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業 過疎地域等における集落ネットワーク圏において、地域住民が中心となって形成した地域運営組織等が行う買物支援等の取組を支援 (取組例) ・買物支援バスの運行 ・移動販売車による買物支援 ・ドローンを活用した買物支援 等</p> <p>②過疎地域持続的発展支援事業 過疎市町村がICT等技術を活用して行う買物支援等の取組を支援 (取組例) ・デマンド交通実証事業 ・ドローンによる買物支援 等</p>	<p>①過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業 事業実施計画に基づく事業で次に掲げるものに要する経費 ・生活の安全・安心確保対策(有償運送の仕組み構築、日用品・食料品等の買物支援等) 等</p> <p>②過疎地域持続的発展支援事業 (1)ICT等技術を活用する事業で、以下の取組を目的とするものに要する経費 ・生活の安全・安心確保対策(コミュニティバス・デマンド交通システムの整備、医師確保、巡回医療等) ・集落の維持・活性化対策(集落の見守り活動、住民との話し合い等) 等 (2)ICT等技術活用事業を実施する上で要する調査研究に係る経費</p>	<p>①過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業 定額補助(1,500万円) ※下記事業については、限度額を上乗せ ①専門人材を活用する事業(+500万円) ②ICT等技術を活用する事業(+1,000万円) 上記①+②併用事業(+1,500万円)</p> <p>②過疎地域持続的発展支援事業 上限額:2,000万円 補助率:市町村等1/1、 都道府県1/2または6/10</p>	<p>●●過疎地域持続的発展支援交付金</p>	<p>https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/ichi_vousei/g-vousei/2001/kaso/kasomain1.htm</p>	<p>総務省自治行政局地域自立応援課過疎対策室</p>	<p>03-5253-5536 (内線23131,23133) kasotaisaku@soumu.go.jp</p>

<p>公道を走行する自動配送ロボットの採算性を確保したサービスモデルを創出し、市場の確立を図るため、複数拠点・多数台運行による大規模なサービス実証を行う。</p>	<p>民間企業等</p>	<p>実証実験等への補助</p>	<p>人件費、機械装置・システム費、専門家経費、借料及び賃料、補助員人件費等</p>	<p>補助率:大企業1/3 中小企業2/3</p> <p>上限:大企業4,000万円 中小企業8,000万円</p> <p>要件: ・多数台の自動配送ロボットを効率的に運用するサービスモデルの仮説が提案されていること ・公道を主に走行し、10台以上の自動配送ロボットの運用を行う実証内容であること等</p>	<p>○物流効率化に向けた先進的な実証事業 うち、自動配送ロボット導入促進実証事業</p>	<p>https://logiefficiency-meti.jp/</p>	<p>経済産業省商務・サービスグループ物流企画室</p>	<p>03-3501-0092 exi-bzl-ryutsu-buturyu-yosan@meti.go.jp</p>
<p>ロボットの未導入領域におけるロボット社会実装に向けて、ユーザーの業務フローや施設環境の変革を含むロボットフレンドリーな環境の実現が必要である。このため、ユーザー、メーカー、システムインテグレーター等が連携し、 ①屋内環境 ②屋外環境 のそれぞれにおいて、ロボットフレンドリーな環境の実現に向けて研究開発等を実施する。 (自動走行ロボットを活用した配送サービスの実現のための技術開発)</p>	<p>民間企業等</p>	<p>補助</p>	<p>人件費、機械装置費等</p>	<p>補助率:大企業:1/2 中小企業:2/3</p> <p>上限:5,000万円程度</p> <p>要件:令和6年度の追加公募は無し (事業期間3か年で4者を令和4年度に採択済みであり、継続支援を予定)</p>	<p>●革新的ロボット研究開発等基盤構築事業(うち、 ②屋外環境)</p>	<p>https://www.nedo.go.jp/activities/ZZJP_100188.html</p>	<p>経済産業省商務・サービスグループ物流企画室</p>	<p>03-3501-0092 bzl-delivery-robot@meti.go.jp</p>

<p>地域の公共交通のリ・デザインと社会的課題解決を一体的に推進するための多様な関係者の共創や、DX・GXによる持続可能な地域公共交通の実現を図るため、官民、交通事業者間、他分野の共創やMaaSのさらなる高度化を推進する取組を支援する。</p>	<p>交通事業者を含む協議会や連携スキーム等 (自治体又は地方運輸局の推薦を受けていることが必要。)</p>	<p>実証運行経費等の補助</p>	<p>実証運行の準備及び実施に係る費用等</p>	<p>補助率: 2/3(上限1億円)等</p> <p>補助上限: 地域区分A:主に中小都市、過疎地など人口10万人未満の地方公共団体 補助対象経費500万円以下の部分については定額、500万円を超える部分は2/3(上限1億円) 地域区分B:主に地方中心都市など人口10万人以上の地方公共団体 2/3(上限1億円) 地域区分C:主に大都市など東京23区、三大都市圏の政令指定都市 1/2(上限1億円)</p> <p>要件: 要綱URLを参照</p>	<p>◎共創・MaaS実証プロジェクト</p>	<p>https://www.mlit.go.jp/soseisaku/transport/kyouso/</p>	<p>国土交通省総合政策局地域交通課</p>	<p>03-5253-8987</p>
<p>地域の実情に応じた生活交通の確保維持を目的とし、地域間幹線バス交通・地域内フィーダー交通の運行等への支援を実施。</p>	<p>一般乗合旅客自動車運送事業者又は地域交通法に基づく協議会</p>	<p>運行経費等補助</p>	<p>補助対象系統に係る経常費用から経常収益を控除した額</p>	<p>補助率:1/2 等</p> <p>補助上限等の詳細については、要綱URLを参照</p>	<p>◎●地域公共交通確保維持改善事業(地域公共交通確保維持事業)</p>	<p>「地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱」 https://www.mlit.go.jp/soseisaku/transport/soseisaku/transport_tk_000041.html</p>	<p>国土交通省総合政策局地域交通課</p>	<p>03-5253-8987</p>

<p>物流の革新に向けた政策パッケージにおいて物流GXや物流効率化を強力に促進することとしていることも踏まえ、モーダルシフト等の物流効率化を図る取組において、「協議会の開催等、物流総合効率化法に基づく総合効率化計画の策定のための調査事業に要する経費」や「認定を受けた総合効率化計画に基づき実施するモーダルシフト及び幹線輸送の集約化、過疎地域のラストワンマイル配送の効率化、中継輸送の初年度の運行経費」に対して支援を行うとともに、省人化・自動化に資する機器の導入に対して支援を行う。</p>	<p>物流事業者、荷主等で構成される協議会</p>	<p>①計画策定経費補助 ②運行経費補助</p>	<p>①について ・協議会開催費用、データ分析費用、実証調査のための試験輸送費用 ②について ・モーダルシフト、幹線輸送集約化、過疎地域のラストワンマイル配送効率化、中継輸送の取組の促進</p>	<p>①について ・計画作成経費補助：定額(上限200万円) ・省人化・自動化機器導入を含む場合上乗せ：1/2以内(上限300万円) ②について ・運行経費補助：1/2以内(上限500万円) ・省人化・自動化機器導入を含む場合上乗せ：2/3以内(上限500万円)</p>	<p>◎●モーダルシフト等推進事業</p>	<p>https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/ms.subsidy.html</p>	<p>国土交通省物流・自動車局物流政策課</p>	<p>03-5253-8799</p>
<p>物流分野における労働力不足や荷主や消費者ニーズの高度化・多様化による多頻度小口輸送の進展、過疎地域のラストワンマイル配送の効率化等に対応するため、物流総合効率化法に基づき、「2以上の者の連携」による流通業務の省力化及び物資の流通に伴う環境負荷の低減を図るための物流効率化の取組を支援する。</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>◎物流総合効率化法に基づく総合効率化計画の認定</p>	<p>https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/bukkouhou.html</p>	<p>国土交通省物流・自動車局物流政策課</p>	<p>03-5253-8801</p>
<p>過疎地域等において輸配送の効率化及び買物等の生活利便性の抜本的改善を図るため、「ドローンを活用した荷物等配送に関するガイドラインVer.4.0」を活用しながら、ドローン物流の社会実装を推進する。</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>◎ドローン物流の社会実装推進</p>	<p>https://www.mlit.go.jp/common/001475185.pdf</p>	<p>国土交通省物流・自動車局物流政策課</p>	<p>03-5253-8801</p>

<p>①買物環境の調査とともに、先進事例の概要や買物弱者支援事業のポイントをまとめたマニュアルの作成・公表。 ②現在の買物環境、先進事業、技術等の実態調査事業を実施。 ③自治体による関連支援策・事業予算等を収集し、経産省HPへの公表。</p>					<p>◎ ①平成26年度 買物弱者支援マニュアル ②買物弱者支援事業者事例集 ③国・地方自治体による買物弱者支援策紹介</p>	<p>https://www.meti.go.jp/policy/economy/distribution/kaimonojakusvashien.html</p>	<p>経済産業省商務・サービスグループ消費・流通政策課</p>	<p>03-3501-1708 bz1-s-shosa-syohiryutsuseisaku@meti.go.jp</p>
<p>①全国の地方公共団体や民間事業者等が食品アクセス問題の解決に向けた取組に役立てられるよう、食品アクセス問題への取組方法や支援施策、先進事例、調査結果等の情報等を発信すべく食品アクセスポータルサイトを運営。各省の関連施策や、地方公共団体の取組などを掲載している。 ②平成23年度より、毎年全国の市町村を対象にアンケートを実施。食料品の購入に困難を感じている住民への対策に関するアンケート調査を実施し、各地方自治体等の抱える課題や対策の状況を把握し、今後の施策の参考として活用。①のサイトに結果を掲載。</p>					<p>◎ ①食品アクセスポータルサイトの運営 ②食品アクセス全国市町村アンケートの実施</p>	<p>ポータルサイト https://www.maff.go.jp/i/s/hokusan/eat/svoku_akusesu.html</p>	<p>農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品流通課</p>	<p>03-3502-5741 kaimono_konnan@maff.go.jp</p>
<p>中山間地域等において、基幹産業である農林水産業の「仕事づくり」を軸として、地域資源やデジタル技術を活用し、多様な内外の人材を巻き込みながら社会課題解決に向けて取組を積み重ねることで活性化を図る地域を「デジ活」中山間地域として登録し、関係府省が連携しつつ、その取組を支援。</p>	<p>地域運営組織 市町村</p>				<p>◎「デジ活」中山間地域</p>	<p>https://www.maff.go.jp/i/nousin/djigikatsu/index.html</p>	<p>農林水産省農村振興局農村計画課農村政策推進室</p>	<p>03-6744-2203 maff-noushin-djigikatsu@maff.go.jp</p>